The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜翻訳＞エローラ・ハリム・チョウドリ 「家父長制、文化、男性性を再考する－ジェンダーにもとづく暴力と人権アドボカシーをめぐるトランスナショナルなナラティブ－」
Author(s)	近藤, 凜太朗
Citation	大阪大学教育学年報. 2019, 24, p. 123-139
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71380
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

家父長制、文化、男性性を再考する
―ジェンダーにもとづく暴力と人権アドボカシーをめぐるトランスナショナルなナラティブ―

エローラ・ハリム・チョウドリ

（翻訳　近藤凜太朗）

（指導教員　木村涼子）

要旨および訳者解説

本論は、Chowdhury, E. H. (2015). "Rethinking Patriarchy, Culture and Masculinity: Transnational Narratives of Gender Violence and Human Rights Advocacy." *Journal of International Women's Studies*, 16(2), 98-114. の全訳である[1)]。本論で議論の対象となるアシッドバイオレンス（acid violence）とは、硫酸などの酸性物質を人の顔や身体に浴びせる暴力を指す。この暴力に対抗するトランスナショナルな運動は、その要因を南アジアや中東など当該地域に固有の「家父長的文化」へと還元する「文化主義的 culturalist」枠組みに依拠してきた。しかしこの枠組みでは、グローバル化に伴う工業化の進展やローカルな政治的対立が暴力の発生に重大な影響を与えているという事実が無視されてしまう。インターネット上に流通する日本語の情報も、決してその例外ではない。こうした状況に抗して本論では、暴力に対する特定の社会集団の脆弱性を高めるような、グローバル化やネオリベラリズム、家父長制や貧困といった政治的・社会経済的・歴史的諸力の複合性に注目する「構造的不平等 structural inequality」の枠組みが提起される。こうした視点の有効性は、アシッドバイオレンスの文脈のみにとどまらない。それは、「第三世界」ないしグローバル・サウス[2)]で生起するあらゆる女性抑圧へのまなざしを問い直し、それに対する批判の言語を再構築するために不可欠の土台を提供するであろう。

序論

Paul Farmer（2005）は、西半球の最貧国であるハイチの周縁化された集団が抱える脆弱性（vulnerability）と苦しみを記録するにあたって次の重要な問いを発している。「貧困や人種差別といった社会的な諸力（forces）は、いったいどのようなメカニズムによって個人の経験として具現化されるに至るのか？」（369頁）。Farmerの分析の特筆すべき特徴は、暴力の被害者の個人史を描くことで、ジェンダー化された脆弱性の帰結として彼女／彼らが経験する苦しみの軌跡を浮き彫りにしている点にある。Farmerは、「（ハイチで）作用している社会的諸力が、飢餓や拷問やレイプといった、ほとんどの形態の極度の苦しみに遭うリスクをも構造化している」（369頁）ことを強調する。それだけでなく彼は、なぜ、そしていかにして、ある特定の被害者がエイズや政治的暴力による悲劇的な死に直面したのかを真に理解するには、植民地支配、貧困、人種差別、性差別が交錯する軸において彼女／彼らの生（life）を文脈化しなければならないと主張する。このFarmerの方法論的アプローチにしたがえば、暴力を単一の出来事という装いに包まれた個別的な行為ではなく、ジェンダー化された構造的なものとして理解できるようになる。

本論での私の主張は、南アジアにおける女性や少女に対するアシッドバイオレンス[3]やその他の暴力事象の複雑さと広がりを真に理解するには、相互に絡み合う政治的・社会経済的・歴史的な諸力が特定の社会集団を極度の暴力や苦しみに対して脆弱にしていく様相に注目しなければならないということである。ジェンダーにもとづく暴力[4]の一形態であるアシッドバイオレンスを、いかに「文化主義的 culturalist」枠組みを超えた形で理解していくべきか、その方法に光をあてたい。その際、*Conflict Dynamics of Acid Violence: 10 Case Studies on Conflicts Dynamics of Acid (Patriarchal) Violence in Bangladesh*と題されたAcid Survivors Foundation Bangladesh（以下、ASF）[5]の委託レポート（Acid Survivors Foundation 2007）に掲載されたサバイバーのケーススタディを検討する。「文化主義的」枠組みは、ジェンダー公正を目指すトランスナショナルな人権運動の大部分を形づくっている。これらの人権運動は、家父長制や文化的差異に関するイデオロギー的でヘゲモニックなカテゴリーの配置を通じて、人権のストーリー（human rights story）としてわかりやすく作り変えられたナラティブに依拠している。国境を越えた強力なメディア流通により、こうした概念［=カテゴリー］は、なぜ特定の文化圏――グローバル・サウス（Global South）の文化圏――において女性に対する暴力がより多いように見えるのか、その理由を説明するのにふさわしい分析枠組みとみなされてしまっている。私は、この状況に抗して、アシッドバイオレンスを「構造的不平等 structural inequality」という射程の広い枠組みを通して理解しなければならないと確信する。この枠組みは、グローバル化、家父長制、貧困といった多層的で複合的な諸力が形成する被害者の生の軌跡（life trajectory）の上に彼女／彼らの脆弱性を位置づけるものである。［本論では］言説分析、ナラティブ分析、政治経済分析など複数の領域にまたがる理論的・方法論的アプローチを採用しつつ、一次資料と二次資料をともに参照しながら、極度の暴力に対する特定の社会集団の脆弱性を高める歴史的・経済的・文化的・政治的諸過程を検証することの重要性を論じたい。さらに、NGOのレポート内の人権のナラティブに配置された、ジェンダーにもとづく暴力に関する枠組みを考察し、この事象に対する国家やトランスナショナルなアクティヴィストのネットワークの動きを形づくる隠れた前提を明るみに出したい。このように、脆弱な社会集団が直面するシステム化された抑圧に焦点をあて、彼女／彼らの文脈に根ざした現実を考えることは、Karin Landgren（2005）がいうような、周縁化された集団が暴行・搾取・暴力から逃れて生活するための「保護的環境 protective environment」を発展させていくのに役立つであろう。

ナラティブと人権運動

本論では、人権運動におけるストーリーと証言（testimonial）の重要性、戦略的な組織行動や経験的事実の提示においてナラティブがもつ力、そして人権のナラティブがいかにトランスナショナルな運動の形成を促進しながら同時にそれを阻害してもいるかということに注意を促したい。証言やストーリーはもともと個人的なことを話題とするものであるが、ここでの関心は、Farmerと同様、ひとりの個人の生の軌跡の分析をジェンダーにもとづく暴力の構造的諸要因の解明に用いるという可能性にある。そのため［本論では］、バングラデシュのダッカに拠点をおくASFの委託レポート*Conflict Dynamics of Acid Violence*に収録された近年の事例を活用する。このレポートは、アシッドバイオレンスという事象について理解を深め、それに働きかけるための提言を行うという明確な目標をもつ。本論で行うナラティブの分析は、ジェンダーにもとづく暴力をめぐるトランスナショナルな人権アドボカシーの効果を高めるための議論を深化させるひとつの試みである。ここでの意図は、ナラティブの真正性（authenticity）やその価値について評価を下すことではなく、ナラティブの構築、解釈、流通、そして受容の諸過程に注目を向けることにある。それによって、こ

れらすべての位相が、人権運動を形成し基礎づけている権力関係と不可分であることを示したい。さらに、トランスナショナル・フェミニズム[6]の視点に立った分析を展開することで、これらの日常的なナラティブに内在する広範な支配と抑圧の関係を描き出したい（Stone-Mediatore 2002）。

*Conflict Dynamics of Acid Violence*は、家父長制とヘゲモニックな男性性をアシッドバイオレンスの根本的原因と位置づけている。レポートは一方において、物質的利害関心、女性の権利の欠如、政治的不安定、当該地域における資本主義的開発など、さまざまな要因を挙げている。だが他方において、家父長的価値観や態度という「常識」的論理を女性に対する暴力の主たる原因としてもっとも重要視する。レポートは、結婚と親族に関わる体系がバングラデシュにおける社会編成の核をなしていることを示唆している。これらの体系は封建的な家父長的制度の派生物であって、それが危機に瀕した場合には、支配と統制の形をとってヘゲモニックな男性性の発露に至るとされる。さらにレポートは、アシッドバイオレンスが農村部の社会経済的な低階層集団にほとんど限定された犯罪だと決めつけてしまっている。このことはアシッドバイオレンスそれ自体にはあてはまるかもしれないが、国連人口基金（UNFPA）の助成を受けてバングラデシュ政府が実施した近年の別の調査では、バングラデシュの女性に対するDVは階層や宗教や農村-都市の分割を越えて生じていることが確かめられている。驚くべきことにこの調査では、87％もの既婚女性が暴行を受けていると報告されている（Hossain 2014）。こうした文脈において、女性に対するアシッドバイオレンスに、貧困層を襲う問題というレッテルを張ってしまえば、貧困と暴力には自然なつながりがあり、アシッドバイオレンスは異常な暴力の一形態にすぎないという一般的な世論に加担することになる。ASFのレポートのこうした主張が依拠しているのは、女性に危害を加える方法、すなわち女性の容貌を傷つけたいという明白な欲望によって酸を凶器として使用したという事実である。レポートはここでもまた、酸の使用が、家父長制社会でヘゲモニックな男性性を行使するように社会化された男性が下した特殊な選択であることを仄めかしている。凶器としての酸は、女性の身体を半永久的に損傷させ、標的となった女性の女性的な自己や主体性を破壊するために使われたとされる。低学歴、不完全雇用、そして失業といった問題を抱える男性層が存在するがゆえに、［女性に対する］攻撃性は、充足されない男性性の経験を埋め合わせるために権力と支配を行使しようとする男性の悲劇と理解されてしまう。

さらにレポートは、加害者の心理社会的な気質に大きな原因があるとみて、彼らの多くが「人格上の問題」に苦しんでいると述べる。刑務所に収監中の男性加害者とのインタビューにもとづき、レポートはこうした人格上の問題が彼らの暴力への性向を説明しうると結論づける。「大部分の男性は、女性に対する何らかの深く染みついた心的嫌悪感をもち、女性に以後の人生全体に及ぶ『罰を与えてやる』ことを望んでいた」（5頁）。また、この調査でインタビューを受けた加害者のうち6人が「道徳的なしつけなど基礎的教育が全く行き渡っていない」（35頁）社会経済的に低階層の大家族出身であることが見出された。この集団には宗教的信仰が行き届いておらず、ローカルな政党[7]との接触がみられたという。「特殊な精神疾患をもつ者はいなかったが、他人の態度・感情・嗜好に不寛容で不満をもちやすいという人格的特徴を備えていた」（5頁）。

アシッドバイオレンスを貧困男性による女性に対する異常な形態の暴力とみなすレポートの立場とは反対に、私は次のように主張したい。被害者の容貌を傷つけたいという欲望から実際に酸を凶器に使用するのは貧困層のコミュニティで相対的に多いかもしれないが、この犯罪の背後にある動機を貧困層の病理に還元することはできない。実際、レポートは社会経済的地位の低さと道徳的しつけの欠如との間の因果について何の説明も加えていない。2011年、ダッカ大学の准教授でありカナダのBritish Columbia大学の政治学の大学院生でもあったRumana Monzurが家庭内暴行に遭っていたことが国内外で新聞のトップ記事となった。失業中のエンジニアであった、彼女の夫Hasan Sayeed Sumonは、Monzurの実家で5歳の娘の面前で容赦な

く彼女に暴行を加えた。その理由は、彼女に博士学位の取得を目指してほしくなかったから、というものだった。後に彼は彼女を不貞だとして非難し自らの行為を正当化した。彼の動機は、妻に損傷を与えて障害を負わせ、彼女の公的・職業的生活に終止符を打ち、職業上の目標の実現を阻むことにあった。私は別のところで、女性に酸を浴びせる男性の動機が女性の公的生活および経済的・社会的な可動性を打ち壊すことにあるという点を詳細に論じておいた（Chowdhury 2011）。ここではこの事例を見ることで、ジェンダーにもとづく暴力を、文化的（象徴的）そして経済的・政治的（物質的）な不平等を含みこんだ複合的なもの、さらには階層・学歴・農村–都市の分割を貫くものとする理解を一層広げることができるだろう。高学歴で中産階層であったHasan Sayeed Sumonは酸を凶器には選ばなかったが、彼の動機と［暴力行為の］帰結は［アシッドバイオレンスに］類似している。Monzurへの暴力が起きた6か月後、UAE（アラブ首長国連邦）に住むバングラデシュ人移住労働者であるRafiqul Islamは、妻のHana Akhterが大学入試を受験できないよう彼女の右手の指を切断した。ある新聞記事によれば、「この事件は、ここ何か月かの高学歴女性を狙った多数のDVのうちのひとつである」（Ethirajan 2011）。CBCのインタビューに対しMonzurは「特権的階層に属していれば、自分がDVに遭うとは決して考えない」（Wells 2013）と語っている。極度の暴力は貧困層や低学歴層でのみ起こるのではない。このことは、女性の社会的・経済的可動性を打ち壊すために損傷を与え障害を負わせたいという動機についても同様である。ASFのレポートに現れるBanuのストーリーも似た軌跡を辿っている。そこでは、長期に渡る嫉妬と疑念による暴行が最終的にアシッドバイオレンスへと帰結している。Banuはクウェートで働く移住家事労働者であり、夫は、彼女がバングラデシュに帰国するとほかの男性に妊娠させられていないかどうか確かめるため彼女の子宮を「チェックした」。彼はアシッドバイオレンスの罪で有罪判決を受けたが、「愛する者はだれでも殴る権利をもつ」などと書いた手紙を送りつけてハラスメントを続けた（ASF 2007, 32頁）。こうしたことは、極度の暴力の事例がしばしばそうみなされるように、「感情的な犯行」でもなければその原因が貧困にあるわけでもない。なぜなら、それぞれの状況において、損傷を与える（disfiguring）／徴を刻む（marking）行為に先立って周囲の親族も周知の上で何年も暴行が続いているからである。そうした暴行は、従順や譲歩（*maniye cholo*）といった女性性の社会規範に従うよう女性に要請する家族・コミュニティ・社会によって日常的に是認されているのだ（Saleh 2011）。

家族や親族の構造に女性嫌悪が埋め込まれた「伝統的文化」において女性に対する暴力が多いとする前提（例えばRumana Monzurの事例を「名誉犯罪」とするAsra Nomani（2011）の評価を参照）とは対照的に、上で見た3つの事例およびASFの調査に対する私の分析は、ジェンダーにもとづく暴力や人権運動に関する従来の理解とは2つの重要な点で袂を分かつものとなっている。私が重視する2つの分析方法では、第一に、女性が既存のジェンダー規範を越え出たときに暴力に遭うリスクがいかに高まるのかという点に焦点をあてる。第二に、暴力がいかにジェンダー関係の大きな変容と同時的に生起するのかを呈示する。これらの洞察はともに、バングラデシュのような途上国におけるジェンダーにもとづく暴力を伝統や文化的停滞と結びつけ、それを親密な家族領域に閉じ込める支配的ナラティブに疑念を差し挟む。そして、暴力が、それとは全く逆のこと、すなわち経済的・文化的領域で生じる社会変容と、一般社会に充満するそうした変容への拒絶感を指し示しているという可能性に目を向けさせる。バングラデシュでは現在、高い学歴を獲得し就労する女性が増加している。伝統的な形態の社会統制が効果をもたなくなるなかで、女性の社会移動、とくに高学歴・高収入の女性の社会移動は、さらに多くの暴力につながっている可能性がある。

したがって、ASFのレポートのように、女性の人権を妨げる広範な経済的・政治的諸力をジェンダーにもとづく暴力の周辺的要因と考えてしまうのは、分析に際して危うさを抱えていると私は考えている。また男性の心理社会的な気質（素質）や社会経済的な低階層集団に原因を帰することは、女性に対する暴力がバ

ングラデシュの階層や農村-都市の分割を貫いて発生しているという事実から注意をそらし、それを構造的な問題ではなく個人的な問題にしてしまう。それは、貧困層や農村部を敵視する神話、すなわち、これらの集団はあまりにも家父長的・後進的であって、女性に対する暴力を容認する伝統的文化を克服することができないとする神話の現れである。Inderpal Grewal（2013）の最近の論考によれば、分析概念としての家父長制は、西欧（アメリカ合州国）およびインドの都市部から「外部化 outsourcing」され、遠く離れた国民文化および農村文化へとそれぞれ帰属させられている。この外部化によって、固定的な（static）家父長制が問題を生み出す場とみなされる。そして家父長制は、世界の後進的な地域が克服すべきものとされる。彼女によれば、こうした考え方は、とりわけ「スペクタクルな暴力 spectacular violence」に関する、繊細で歴史化された、対立や衝突を含みこんだ分析の可能性を閉ざしてしまう。Grewalは、トランスナショナルなメディア流通における「名誉殺人」概念の産出に着目しながら、いつどこでどのようにして女性に対する暴力がある特定の犯罪として名指されるようになるのかを批判的に論じている。

同様に、女性に対する「アシッドバイオレンス」［という言葉］も、メディアにおける階層や人種に関わる論理に追随する形で、特定の意味やアイデンティティや文化を想起させるものとなっている。こうした犯罪が人々の意識に入り込む仕方はトランスナショナルなメディア流通に隅から隅まで媒介されているのだ。そこでは、文化や家父長制が差異としてコード化される。このことは、中東や南アジアといった地域に特によくあてはまる。人権に関するレポート――とりわけNGOの文書――によく目を通すと、アシッドバイオレンスという用語がきわめてイデオロギー的な響きを身にまとっているのがわかる。そこで暗示的に、あるいはときに明示的に前提とされているのは、次のようなことである。すなわち、家父長的暴力はヘゲモニックな男性性の発露であり、男性が抑えの利かなくなった怒りや嫉妬などの感情に駆り立てられてしまうような不変的な伝統的文化のもとでのみ発生するという前提である。他方「近代的な modern」男性は、都市であれ西欧であれ、そうした病理的な感情表出の仕方はしないものとされる。［だが］アメリカ合州国およびダッカなどの都市部における女性に対する暴力の驚くべき発生率は、これらの強力な神話が完全な誤りであることを示している。このように、経済的・政治的問題を看過し、家父長制を本質的なものとして取り扱う大雑把なやり方は、複合的事象であるジェンダーにもとづく暴力の一部分だけを切り取った、多くの場合において見当違いである認識を創り出してしまいかねない。

［以上のように］ASFのレポートにおける貧困、伝統、暴力の関係に関する記述が短絡的なのは確かだが、アシッドバイオレンスを、恋愛対象［の女性］に拒絶されて正気を失った若年男性が犯す「感情的犯罪」だとみなす神話に抗している点は、このレポートが果たしている重要な貢献である。上で見たBanuやその他の事例に見られるように、加害者（たち）が命を奪うのではなく、特定の種類の被害――容貌の損傷、身体への刻印――を及ぼすために犯行を計画的に行い酸を凶器に選んだのは明らかである。その意味でこの犯罪はまぎれもなく家父長的であり、［ジェンダー間の］ヒエラルキーと従属化の関係を含みこみ、男性的行動を通じた管理･統制の現れである。しかしながら､分析のカテゴリーとして家父長制を用いるだけではアシッドバイオレンスという事象を十分には説明できないだろう。ASFのレポートに現れる事例の少なくとも８つにおいては、暴力に至る根本的原因が、財産や金銭をめぐるもめごと、家庭内の対立、民族的な緊張関係、政治的影響力やその欠如にあるのははっきりしている。被害者のうちの二人は男性である。また２つの事例において、女性に酸を浴びせた男性はその女性との結婚を望んでいたが、それを拒絶したのは女性自身ではなく女性の親族であった。10の事例すべてにおいて、アシッドバイオレンスに先立って言葉による暴行、ときには身体的暴行があり、脅しや脅迫、長期間に渡る不和が続いているケースもあった。このことが示すのは、アシッドバイオレンスは無分別な怒りに動機づけられた一回的な行為ではなく、計算され計画された持

続的行為だということである。

Shukhibanuのストーリー

ASFのレポートのなかでもっとも多くの紙幅が割かれているのは、Shukhibanuという25歳の女性の生の軌跡を描いた事例である。この事例が有益なのは、ジェンダー化された脆弱性や犠牲者化（victimization）をもたらす複数の要因の絡み合いの分析が可能だからである。Shukhibanuは孤児であり、年上のきょうだいに育てられた。姉一家の負担にはなりたくなかったので、実家を出てダッカに向かった。そこでShukhibanuは、彼女が「姉さん Apa」と呼ぶひとりの女性と出会う。「姉さん」は彼女を自宅に住まわせ、縫製工場での働き口を見つけてやった。Shukhibanuは４年に渡ってその縫製工場で働き、賃金の全額を丸ごとこの女性に手渡していた。助手から技師に昇進し、月給5000タカ［=約6,700円］を稼ぐようになった。「姉さん」は、Shukhibanuのために、ある日雇い労働者との縁談をまとめた。Shukhibanuは夫と義父に給料を手渡すようになった。ほどなくしてShukhibanuは、夫には農村部にもうひとりの妻と二人の子どもがいたことに気づく。Shukhibanuが娘をひとり出産すると、最初の妻が「（子どもたちの）父親との縁を切った」ので、Shukhibanuは３人の子ども全員の面倒を見ることになってしまった。Shukhibanuは夫の欺瞞やその他の暴行に明らかに失望していたが、「一旦結婚したら自分はもうそれで生きていくしかないのだと自分に言い聞かせました。彼と一緒にいることに決めたのです」。夫の実家は、Shukhibanuに彼女の兄弟がもっている金を差し出すよう圧力を強めはじめた[8)]。だが、その金は夫や夫の実家には「十分な」額ではなく、有益に使われることもなかった。彼女が兄弟のところに逃げ込むと、兄弟の反対にもかかわらず、夫は彼女を無理やり連れ戻した。驚くべきことにShukhibanuはこの一件について夫の側に味方し、兄弟には「彼は私の夫です。私が間違ったことをしたら彼には罰を与える権利があります」と伝えた。言葉によるハラスメントや殴打は続いた。そして夫は最初の妻を家に連れ戻してきた。Shukhibanuが反対すると義父が次のように言った。「これが実家から金をもってこなかったことへの罰だ。二人とも縫製工場で働きなさい。どちらが良い女でどちらが悪い女か、どちらが試練を生き延びられるかがいずれわかるだろう」。Shukhibanuのすべての稼ぎが夫の実家の管理のもとにおかれた。縫製工場で骨の折れる労働を何年続けても自分の娘のための貯金が全くできなかった。Shukhibanuが娘にシャツとジーンズを一着ずつ買ってやると、夫は激怒して「いったいどうして女の子にシャツとズボンなんか買うんだ？」と言った。Shukhibanuは［このときの］自分の状況を次のように言い表す。「私の人生は閉ざされ、稼ぎは尽きていました。娘にプレゼントを買ってやるというごくわずかな望みさえも叶えられなかったのです」。Shukhibanuは、金は渡すが「妻としてのどんなサービス」も二度としないと夫に宣言した。彼女は、母親と家主の家で夜を過ごすようになった。Shukhibanuが就寝する夜間に夫が酸を浴びせたのは、このときのことだった。

暴力に関する一般的な想定では、婚姻における不平等などの家父長的構造や個人の人格上の問題をもたらす「道徳的しつけ」の欠如が非難されるが、Shukhibanuの事例から生の軌跡を分析して明らかになるのは、ジェンダーにもとづく暴力を深刻化させる広範な社会構造である。Shukhibanuの生の軌跡を構造的に読み解くと、彼女は幼いころから家庭的／家父長的な養育や保護を受けていなかったことが分かる。そのことが、慈愛に満ちた家父長的な場のように見えるものへと彼女を招き寄せた。彼女は安全な場と仕事を提供してくれる「姉さん」に稼ぎと給料を預けたのである。「姉さん」は彼女にひとりの日雇い労働者との結婚を手配した。夫は安定的な収入源としてShukhibanuを頼るようになる。彼女は自分の稼ぎを投じて夫のために１台のリキシャ[9)]と１頭の牛を購入した。Shukhibanuには家庭的／家父長的な保護がいつでも希薄であった。

しかし［そうであればこそ］彼女は、そのつかみどころのない構造に執着した。夫の欺瞞に目をつぶり、それどころか夫（養育者／保護者）には自分を「罰する」権利があるとまで兄弟に言い聞かせて夫の暴行に黙従した。しかしこの婚姻関係のなかでは経済的安定を少しも確保できず、彼女はついに「妻としての」義務の遂行を拒否する。夫は一方では、Shukhibanuが娘にジーンズを買ってやったことに怒り（ジーンズは西欧式の衣服であると同時に、主として女性の就労を可能にする、NGO化や、縫製工場などのネオリベラルな経済開発を通じた、女性の解放（emancipation）のレトリックに対する社会全体の不安と結びつけられる）、他方で寝室をともにすることを拒否されたことで近隣住民の面前で屈辱を受けた。第一には妻の稼ぎを管理することを拒否され、第二には妻の身体への接近を否定されたのである。

酸を凶器として選んだことはさまざまな次元で象徴的である。それは容貌を傷つけ（それによってShukhibanuはほかの誰に対しても魅力を失う）、半永久的に徴を刻み込み（夫の権威への反抗に対して恥を与えることを意図した暴力の刻印（imprint）を身体に残す）、そして視覚や聴覚を損傷させる可能性をもつ（彼女はもはや容易には就労できず経済的・社会的移動は阻害される）。酸が使われたことは、近代的な経済への移行という文脈、およびバングラデシュのような急速に産業化が進行する社会という文脈において理解されなければならない。自動車修理店、革製品工場、縫製工場、宝石店では、硫酸や硝酸が広い範囲で安価にかつ容易に手に入る。バングラデシュでの調査からは、アシッドバイオレンスの発生率が高い地域と酸性物質を扱う施設の数の多さには関連のあることが分かっている（Chowdhury 2011）。これらの経済的・社会的な最前線［を担う施設や工場］は、女性を南アジアの開発の構想の中心にすえてきた。産業化への女性の計画的統合は、男性の不完全雇用や失業［の増加］と同時進行しながら、男性による養育／保護を弱め、ジェンダーに関わる規範や実践を変容させてきた。Shukhibanuの世帯の主たる稼ぎ主は彼女自身であったが、経済的移動が彼女の社会的な役割／価値観を変えることはなかった。

人権レポートは、果たしてそうした近代化の諸過程と結びついた社会的変容よりも文化や家父長制を重要視してよいのか／すべきなのか？それとも、それらは分かちがたく織り合わさっているのか？そして、ASFのレポートにみられるような文化主義的な生のナラティブは、人権アドボカシーを活性化させるなかで、一体どのような目的に奉仕してしまっているのか？

ナラティブ、暴力、人権

Key Schaffer & Sidonie Smith（2004）やWendy Hesford（2004）といった論者たちは、人権運動において使われる生のナラティブ（life narrative）についての批判的議論を展開してきた。それらのナラティブは、しばしばトランスナショナルなメディア流通と手を結びながら、一般大衆の反応を生成しつつ「第三世界の暴力」のスペクタクル化に貢献すると同時に、問題含みの単純な一般化を繰り返してしまう。Schaffer & Smithは生のナラティブを、経験的なものにもとづくさまざまな個人的物語行為を総称する広義の用語と定義している（7頁）。Hesfordは、「テスティモニオ testimonio」と呼ばれる生のナラティブのジャンルの展開を特にトランスナショナルな人権運動に位置づける。これらの証言の多くは、第三世界の文脈におけるジェンダーにもとづく暴力の被害者のものであり、多様な市民を運動に動員することで国際的な人権アジェンダの進展に重要な役割を果たす。だがそれと同時に、発話主体のスペクタクル化された演出を一層ロマンティックなものにしてしまう。Hesfordは、研究者や実践者に対し、「トラウマの統治不可能性（*ungovernability*）と、その表象がもたらす方法論的・倫理的危機」（106頁）について考えねばならないと警鐘を鳴らしている。これはすなわち、トラウマのナラティブの記録・解釈・流通・受容そして表象が統御されえないものであり、

つねに共約不可能（incommensurable）であることを意味する。彼女は、ナラティブ・ジャンルをめぐるこうした不安定性を、参照の危機（crisis of reference）と呼ぶ。これが意味しているのは、「固定化された、安定的なものとして真実なるものを把捉することは表象には不可能」だということであり、それによって、法的・社会的行為を促す人権運動におけるナラティブの使用には困難が伴うことになる（107頁）。

生のナラティブが抱える被媒介性あるいは間主観性により、トランスナショナル・フェミニスト研究は、書き手ないし「発話主体 speaking subject」の社会的位置だけでなく、そうしたテクストが産出される状況をも考慮せざるをえなくなる。トラウマのナラティブが語られ聞き取られ解釈される闘争に不可避的に伴う批判的交渉（critical negotiation）は、「利用可能な文化的でナショナルなすじ書き（script）と、真実なるものを語る行為の様式（truth-telling convention）」（Hesford 2004, 108頁）の内側で生起する。ここにおいて確かに、ASFのレポートは啓発を促進し、支持と資金源を生み出し、アシッドバイオレンスへの対策を提言するひとつの手段である。語り手の言説的主体性（discursive subjectivity）と行為媒介性（agency）、組織それ自体、そしてナラティブが多様なアクターから引き出す倫理的反応は、そうしたレトリックの様式の内側で形成されるのだ。私はすでにほかのところで、ASFがもつドナー主導のアジェンダが、回復した被害者を国家の生産機構へと再統合するネオリベラルな構想をいかに信奉しているかについて論じておいた（Chowdhury 2005 & 2011）。私が主張してきたのは、この特定の構想こそが、運動とアドボカシーを活発化させつつ、女性抑圧を文化と家父長制をめぐるヘゲモニックな概念の枠内に位置づけているということである。しかしながら、その構想は個々の暴力行為に埋め込まれた構造的暴力を認識することはない。

ここで特に関心を引くのは、トラウマと苦しみについての「疎遠な distant」ナラティブがいかに国際人権レジームの内側で媒介されるのかということ、そしてローカルな場とトランスナショナルな場の双方において「外国の＝異質な主体 foreign subject」の経験をわかりやすいものに仕立てあげる戦略や方法論である。Schaffer & Smithは、ジェンダーにもとづく暴力に関わるローカルな運動とトランスナショナルな人権運動との実りの多い接続について論じるなかで次のように述べる。「これらの例において、ローカルとグローバルの間、およびモダニティの諸形態のなかでの遷移は、伝統的な言説・実践とモダニスト的なそれとの複雑な交渉を伴う。またほかの例では、ストーリーが、伝統的、共同体的、宗教的、あるいは哲学的な枠組みによって枠づけられることもある。それらの枠組みは、人間の尊厳と社会的公正を目指すモダニズムの目標と異なってはいるが、それと十分に親和性をもつものでもある」（17頁）。換言すれば、ローカルな空間とグローバルな空間の結節点に位置づくトラウマのナラティブは、「常識」的すじ書きに依存しているかもしれないし、越境的なコミュニケーションをめぐる既存のパラダイムを危機に陥れるかもしれない。ASFのレポートにおけるShukhibanuの証言は、「後進的な農村の家父長制」と「逸脱的な第三世界の家父長制」という二重の位相において女性に対するアシッドバイオレンスを説明するよう配置されうる。しかしそれは結局のところ、複合的で多層的な脆弱性の構造的諸条件に関する議論を喚起することのない言説のなかに視野狭窄的に位置づけられてしまう。人類学者のSally Merry（2009）が述べるように「親密な関係における暴力を社会的対立・暴力・不公正から切り離すことはできない」。そしてジェンダーにもとづく暴力は、親族と家族の構造だけでなく、経済的・政治的不平等のなかにも同程度に埋め込まれている（２頁）。すなわち、ジェンダーにもとづく暴力は構造的暴力と分かちがたく結びついているのだ。レポートに現れるようなナラティブは、ジェンダー化された生の軌跡なのであり、政治的保守主義、グローバル化、貧困、そして性差別の結節点において理解されるべきである。

大部分のメディア・レポートでは、結婚や交際を拒否された男性によってやけどを負わされた若い、多くは青少年期の女性に焦点があてられるが、こうしたケースはバングラデシュではアシッドバイオレンス全体

の四分の一にも満たない。数量的には少数であるにもかかわらず、グローバルなコミュニティの支持を動員するトランスナショナルな運動できわめて執拗に強調されてきたのがこうしたケースなのである。その理由は２つある。第一に、バングラデシュに特によくあてはまるのだが、アシッドバイオレンスに対抗する組織行動が本当の意味で開始されたのは北京女性会議以後の時代だった。その時代になって、グローバル・サウスの女性NGOは、政府に行動を促すために「女児」に関わる特定の責務を記した行動綱領など国際人権の法律文書を使えるようになったのである。第二に、それに劣らず非常に重要なのは、第三世界の犠牲者主体のための人道主義的行動を引き出す人権アドボカシーにおいて「スペクタクルな女性に対する暴力」のナラティブがもつ力である。アシッドバイオレンスという一見して家父長的暴力に見える行為を通じた若年女性のセクシュアリティの統御［というナラティブ］は、注目を惹きやすく、人権関連の機関に内在する「第三世界の暴力」をめぐる特定のすじ書きに適合的である。そのすじ書きは、しばしば「犠牲者 victim」「野蛮人 savage」「救世主 savior」という植民地主義的修辞を彷彿とさせる。法学者のMakau Mutua（2001）は、犠牲者と野蛮人が第三世界の文化に、救世主が啓蒙された西欧に位置づく３つの要素から成るメタファーとしてこの図式を定式化している。このような馴染み深いナラティブは、国際的な支持を動員し人権運動を活性化させる可能性をもつ一方、ネオリベラリズムと経済の再編の諸過程を不問に付すような対応を重ねることで人権運動を阻害してしまうかもしれない。これまでの研究において、こうした諸過程は、女性の生を不安定にし、個人間の暴力や構造的な暴力に対する脆弱性を高める要因とされてきたにもかかわらず、である。要するに、青少年期の第三世界の犠牲者主体に焦点をあてることは迅速で一致団結した人道的介入を引き出しうるが、それと同時に広範囲に渡る構造的問題を軽視してしまうことにもなりうる。

Kamala Visweswaran（2004）は、グローバル・サウスにおけるジェンダーにもとづく暴力が分析される際、グローバルな権力関係への関心が欠如していることについて、次のように述べる。南アジアにおける人権レポートは普遍的フェミニズムと普遍的人権の言語に依拠する傾向がある。そこでは、その地域やそこに属する国民および国家が不変的な文化的実践の集合へと還元される。そうした文化的実践は、女性に極端な害悪を及ぼすとされるだけでなく、当該の国や地域の女性の利害を代表する民主主義的闘争やフェミニズム運動の長い歴史をも消し去ってしまう。さらに、ローカルな個別的文脈においてジェンダーにもとづく差別を深刻化させる政治的対立の影響は、Uma Narayan（1997）が「文化による死」と呼ぶ一枚岩的な説明のもとに回収されてしまう。ジェンダー本質主義を前面に押し出すこうした戦略は女性への支持を動員するのに重要ではあるが、女性の権利を彼女らが生活するコミュニティや国民国家における権利から分離させ、「抽象的な国際的領域」へと再定位する。それは、Gayatri Spivak（1988）の有名な定式「褐色の男たちから褐色の女たちを救い出す」のような使い古された植民地主義的論理を永続化させてしまう（Visweswaran 2004, ４頁）。国連でのエスノグラフィーを行ったMerry（2006）の説得的な議論によると、アクティヴィストは人権アドボカシー運動を拡大していく際のアリバイとして文化をもちだす。こうして文化の使用は、ジェンダーにもとづく暴力に対抗する人権アドボカシーを活性化しつつ阻害する。他方でこうしたナラティブは、グローバル・ノースにおける女性に対する暴力を不可視化し、世界中の女性に対する暴力がグローバルな経済の再編やネオリベラリズムといかに分かちがたく結びついているかを覆い隠してしまう。加えて、この文化的なすじ書きは、ジェンダーにもとづく差別的実践を深刻化させる政治的対立の影響を十分に強調しきれていない。ASFのレポートでは、どのケースでも女性嫌悪が［酸を浴びせるという］暴力の形式の選択に影響を及ぼしていたのは間違いないが、同時に暴力の形式の計画の原因となったのは、加害者が自らの地位（有力な政党への所属）のために守られる［＝逮捕・起訴されない］ことを知っていたという事実である。しかし、大部分の人権政策レポートは、政治的対立を軽視するとともに、南アジアの女性を沈黙させ犠牲者

化する家父長的・文化的強制力として名誉や恥の概念を過大に強調する傾向がある。ここでVisweswaranが投げかける力強い問いが、グローバル・サウスの女性をもっぱら文化による人権侵害の犠牲者とのみ捉えることがはらむひとつの二重基準へと注意を向けさせてくれる。彼女は次のように問いかける。

> まず、南アジアのDV（私はここにジェンダーにもとづく暴力一般を加えてもよいと思う）やそれに関するナラティブの産出を、文化の産物としてのみならず、国家レベルの政策やネオリベラルな経済の産物と理解してみたらどうだろうか。そして今度は翻って、アメリカ合州国における女性に対する暴力の文化なるものについて語りつつ合州国のDVを人権問題として理解する、そんなことができるかどうか試してみたらどうだろうか。（511頁）

こうした問いに注目することで、ジェンダーにもとづく暴力、特にアシッドバイオレンスに関する言説を純粋なる文化主義的なものから解き放ち、はるかに必要度の高い構造的分析へと転換させることができる。

バングラデシュにおけるアシッドバイオレンスの現実

女性に対するアシッドバイオレンスは、北アメリカ、アフリカ、ヨーロッパ、アジアなど世界中の多くの国で報告されてきた。バングラデシュ、インド、カンボジアはなかでも発生率の高い国である。南アジアや東南アジアにおけるこの事象の傾向は［ある程度］共通しているが、他方で［国や地域による］差異も大きい。とくにバングラデシュの現実を見ておくことは、ASFが記録したサバイバーの経験に対する理解を深めるのに役立つだろう。Avon Global Center for Women and Justiceが公開したKalantry & Kestenbaumの報告書（2011）によれば、1999年以来、バングラデシュではおよそ3,000件のアシッドバイオレンスが報告されている。だがすべての事件が報告されるわけではないため、この数字を完全に信頼できるわけではない。政府はアシッドバイオレンスに関する統計を管理していない。そこで大抵その仕事はさまざまなNGOによって担われるが、NGOの報告書に記載された情報の種類は、その時々でばらつきがある。インドとバングラデシュでは加害者の圧倒的多数が男性で、その割合は80％を超える（14頁）。バングラデシュでは被害者の60％近くが10歳から19歳である（12頁）。これらの子どもは多くの場合、標的［となった被害者］の近くにいたために攻撃を受けることになってしまった、意図せざる標的である。

アシッドバイオレンスは、ジェンダーにもとづく暴力と認識されている。そこでは女性と少女が、社会的・経済的・政治的地位の低さとそれによる全般的な脆弱性とが原因で、被害者の大多数を構成するとされる。しかしながら、実際の事情ははるかに複雑である。ASFがアシッドバイオレンスに至る原因を調査したところ、1999年から2002年の間に交際・結婚・性交渉の拒絶によって引き起こされたのは17％にすぎないことが示された（ASF 2009, 16頁）。インドのある新聞の調査でも、結婚を拒否された男性による暴行は35％であった。しかし、これ［=交際・結婚・性交渉の拒絶］はメディアや政策文書に根強く現れ続ける犯罪プロフィールであるように思われる（Kalantry & Kestenbaum 2011, 20頁）。おそらくまさにこのプロフィールこそが、この暴力が過度に文化的な枠組みに位置づけられる原因となっている。これが前提としているのは、家父長的社会の男性は［女性による］拒絶にうまく対処できず、文化的規範を果敢に越えていく女性を残酷に扱うのだということである。［しかし］現実には土地や商取引をめぐるもめごとがアシッドバイオレンスの原因としてもっとも多いのであり、これらのもめごとに巻き込まれた家族を汚す手段として年配の女性が標的となることも多い。

ASFのレポートのうち２つは若年女性のものである。RapubanuとChoudbanuは、二人とも暴行を受けたときは10代であった。Rapubanuが、あるNGO職員と結婚した20日後、彼女との結婚を望んでいたひとりのいとこが彼女に酸を浴びせた。彼女の話では、彼女の両親はそのいとこの結婚の申し出から彼女を守るため、急いでこのNGO職員との縁談をまとめた。ここで明らかなのは、Rapubanuの家族は持ち家に住めるほどの高い地位を有しているが、いとこの父親は農業労働者だということである。いとこの母親はRapubanuを義娘にする［=自分の息子と結婚させる］ことを強く望んでいたが、Rapubanuの実家に話をもちかける勇気をもてずにいた。Rapubanuの家族は、彼女が公務員と結婚することを望んでいた。Rapubanuは学校に通い、容姿も端麗で、経済的に安定した家庭の出身であった。それに比べ、Rapubanuが「悪魔 mastaan」と称するいとこのAnisは仕事も勉強もせず政治集団に関わっていた。この政治集団への所属が彼に影響力を与えた。その結果、彼は、Rapubanuの両親が彼女をほかの男性と結婚させれば彼女を誘拐すると脅迫しさえしたのである。

ChoudbanuがAbdulからの暴行を受けたのも10代のときだった。AbdulはChoudbanuの父親の手織り機工場で働いていた。彼のChoudbanuに対する結婚の申し出を彼女の家族は却下した。彼がふさわしい相手ではないと考えたからである。Choudbanuは当時Class Seven[10]の学生だった。［結婚を］拒絶された後、Abdulは工場で働くのを辞めた。AbdulはChoudbanuの顔を破壊し、ほかの誰とも結婚できないようにしてやると何度も脅迫した。暴行が起きる夜、ほかの二人の若年男性とやってきて、Choudbanuを助けることのないよう近隣住民にも脅しをかけた。これら双方のケースにおいて、高い学歴と社会経済的地位を有していたのが［被害を受けた］女性の方であることには注目しておくべきだろう。加害者男性は政党への加入やほかの男性との連携を通じて影響力を行使していた。男性による養育保証よりも、男性の保護がなくなれば女性は敬意を払われる価値がなくなりさらに大きなリスクに直面するだろうという考え方の方が重大なのだ（Kabeer 2000, 187頁）。

多くの場合、暴力はさまざまな構造的不平等に根ざしているため、男性がアシッドバイオレンスの被害者になることもある。ASFは被害者が男性であるケースを２つ紹介している。ひとつめはKabilという50代の男性のケースである。彼が攻撃を受けたのは、彼の継娘（stepdaughter）［=妻のいわゆる「連れ子」］の元夫であるAliから自分の義娘（daughter-in-law）［=息子の妻］を助けようとしたときのことだった。これはKabilとAliと継娘の間の長きに渡る複雑な敵対意識の帰結であった。AliはKabilに何度も冤罪を負わせて警察に逮捕させようとしていた。AliはKabilの継娘の二番目の夫を無残にも銃で撃ち殺した。継娘はこの殺人の共犯者であり、再婚後も元夫［=Ali］との関係を継続していた。二人は亡くなった夫の兄弟が自分たちを経済的に勘当したのに腹を立て、復讐を望んだのである。継娘はAliがKabilの義娘をジュート農場に誘い出すのに手を貸した。そこでAliはおそらくは家族にさらなる害を及ぼす目的でKabilの義娘を強姦した。Kabilが止めに入ったところ、彼は刃物で襲撃され酸を浴びせられた。酸が誰を狙ったものだったか――Kabilかそれとも義娘か――は定かではない。レポートでは、Aliは政党に所属しており、それが彼の犯罪行為を後押ししたと述べられている。これは加害者全員に共通の特徴でもある。

もうひとつは、18歳の男性のRahmanのケースである。これは、二人の継兄弟の間の土地と金銭をめぐるもめごとと結びついているように思われる。Rahmanの父親には二人の妻がいた。加害者はひとりめの妻の息子である。彼は年上で多くの妻がいたので、自分には［継弟であるRahmanよりも多く］父親の財産を手にする権利があると感じていた。妻と子どもは全員同一の所帯に居住し、Rahmanの父親が厳しく家計を管理していた。しかしどうやら加害者［=Rahmanの継兄］は金を浪費し、きわめて頻繁に警察沙汰を起こしていたようだ。彼は政党ともつながりをもっていた。Rahmanの父親がRahmanに生活費を稼ぐための耕作

地を一区画与えたとき、この継兄は、独身のRahmanに土地は必要なく耕作地を得る権利をもっているのは自分だと感じた。彼は夜、Rahmanが就寝している間に酸を浴びせた。継兄は、Rahmanに戒めを与えることを望み、半永久的に徴を刻むことで彼を罰したのだ。これは［被害者が男性ではあるが］女性がしばしば暴行者に徴を刻まれる仕方と全く相違はなく、ひとつのジェンダー化された権力の表出にほかならない。

確かにこうした［男性が被害者となる］例はあるが、しばしば複数の不平等の交錯の仕方が原因となって、暴力につながる種々のもめごとの犠牲になることを強いられるのは、多くの場合、女性の家族成員となる。女性は文化の運び手と考えられているので、恥と穢れに関するメッセージを発する手段としてだけでなく、ジェンダー化された地位をさらに貶め家族に経済的困難をもたらすためにも女性が標的に選ばれる。女性が顔にやけどを負うことが多いという事実――男性被害者がほかの部位に被害を負うことが多いのとは対照的に――は、社会的かつ経済的に脆弱であることのひとつのしるしである。政治的・歴史的諸力がこの脆弱性を深刻化させる。歴史的に南アジアでは、結婚の際には新郎側の親族が新婦側の親族に婚資や贈答品を送るとされていたが、産業化の諸過程、消費資本主義、労働移民によってこの慣習が逆転した（Kabeer 2000, 60頁）。女性がますます経済的負担とみなされるにつれて、ダウリーの要求を満たせないことやその他の家庭内のもめごとが女性に対する暴力や暴行を招くようになった。グローバル化の諸過程はしばしば女性の立場を一層不安定にし、「家父長的契約patriarchal contract」と呼ばれる、女性やその親族に対する男性の責務を弱めてきた。

バングラデシュには被害者の多様なニーズへの対応に力を注ぐASFという組織があるが、被害者が利用できる医療的・法的サービスやリハビリテーションのサービスは依然として非常に不足している。ひとつの問題は、酸によるやけどの処置についてほとんど知られていないことである。酸によるやけどの直後に水で傷を洗い流せば損傷を最小限に抑えられるという事実は、医療従事者にも（特にローカルレベルでは）あまり周知されていない。ましてや一般市民ではなおさら周知の度合いは低い。Narun Naharというひとりのサバイバーが私に語ってくれたところによると、家族がDettolという消毒剤で傷を洗浄しようとしたために痛みと損傷が悪化したという（N. Nahar, personal communication, April 2003）。バングラデシュでのある調査によれば、適切な処置がなされなかったことを示す「著しい感染傷」が被害者の71.5%にあったという（Kalantry & Kestenbaum 2011, 39頁）。バングラデシュでの私の独自の調査では、たくさんの被害者が、医者が加害者からの報復を恐れて治療を拒むと話してくれた。これらの加害者のなかには有力な政治的指導者に匿われている者もいた。政治的指導者は、加害者が警察の調書を改ざんしたり、不起訴処分とするよう検察を買収したりする手助けをしていたのである。被害者の家族は加害者やその一味・親族からの絶え間ないハラスメントや脅迫に直面していた。酸によるやけどの処置には何か月（年単位ではないにしても）にも及ぶ長期のケアと多数の外科手術が必要である。もっとも重傷度が高い時期に補償請求に伴う恐怖・恥・資金不足に立ち向かう被害者にとって、これは特に犠牲が大きく困難な過程である。とくに被害者が子どもの場合は、身体が成長の途上にあるので、皮膚移植手術は一定の間隔をあけて何度も行わなければならない。

被害者が直面するもうひとつの問題は、国の法律によって必ずしも守られるわけではないということである。バングラデシュではアシッドバイオレンスの加害者の刑事訴追のための法律が1984年に導入され、2002年にはAcid Crime Control ActとAcid Control Actが成立した。これらの法律は、アシッドバイオレンス事件の厳罰化と特別な裁判手続きを定めるとともに「バングラデシュでの酸性物質の使用・販売・購入・保管・輸送・輸出入を規制し、監視する」（Kalantry & Kestenbaum 2011, 27頁）ものである。これらの新しい法律の導入以来、バングラデシュでは件数が20％減少しているのは評価できるが、法の実質的な履行および概念的枠組みの双方の水準において批判的な評価が必要である（Kalantry & Kestenbaum 2011, 2頁）。履行

に関しては、アシッドバイオレンスの加害者が有罪判決を受ける割合が五分の一にも満たない。またAcid Control Act成立から10年近くたつにもかかわらず、2,800と想定される酸の取扱業者のなかでライセンスを保有するのはわずか31である。発生率が高いSatkhira地区では、酸性物質を販売する100の店舗のうちライセンス保有者は5店舗だけである（Kalantry & Kestenbaum 2011, 29頁）。

法の枠組みについていえば、被害者の身体がモノ化（objectify）され、パーツごとに切り刻まれてしまっている。特定の身体部位の喪失や損傷がより厳しい罰に値すると考えられているのだ。加害者に対して下される刑罰の程度は、被害者が負った特定の傷害に応じて決まる。例えば、聴覚や視覚が失われた、あるいは顔・乳房・生殖器官に影響が出た場合には、死刑か終身刑に加えて、10万タカ［=約135万円］を超えない罰金が科される。身体のほかの部位への傷害には、4年から14年の懲役に加えて5万タカを超えない罰金が科される（Kalantry & Kestenbaum 2011, 29頁）。刑罰の重さを傷害の程度と同一視しているために、また生殖器官をほかの部位と比べて重要視しているために、人間の全体的な生の統一性や特質を認めることができていない。さらには、被害者が結婚の機会や母親となる機会を逸した場合、裁判官は被告人により厳重な処罰を科す傾向がある。こうして、社会における女性の主たる役割を母および妻として規定する前提が正当化されてしまう。あまりにも多くの水準における障壁が、女性はか弱く搾取可能な存在であり、加害者は有罪にならなくてもよいとするメッセージを発している。これらの事実は、法の履行と定期的監視が強く望まれることを如実に示している。

私のなかで、制度化されたバイアスと無力な法の仕組みとが浮き彫りになったのは、ASFのスタッフとの議論を通じてであった。Acid Control Actは、アシッドバイオレンス事件に対して特別法廷を要請している。捜査は30日以内に完了しなければならず、最大60日まで延長できる。裁判手続きは申請受理から90日以内に完了させなければならない（Chowdhury 2011, 73頁）。この期限を過ぎても手続きが完了しない場合――しばしば完了しないのだが――には被告人は保釈を許される。ASFの法律担当者の話では、バングラデシュは警察官ひとりあたり1,138人の人口を有するため（Kalantry & Kestenbaum 2011, 29頁）、警察への負担が過重となり、90日という期限はあまりに厳しい。

私自身が調査で追ってきたさまざまなケースを見ると、共通のパターンが浮上する。被害者やその家族が訴状の提出やFirst Information Report（FIR）[11]の作成に際して賄賂を支払わねばならないのである。FIRに記載される情報は、有力な政治的指導者やその協力者の脅迫や威圧を受けた警察によってしばしば改ざんされる。被害者やその家族も脅迫され、金を受け取らされる。そして、口をつぐませ告訴を取り下げさせる手段として、被害者を加害者と結婚させることさえある。私は、酸を浴びせたその男性当人のところへ若い少女が嫁がされるケースに複数回出くわしたことがある。彼女たちの家族は、社会的・経済的な安定を欠き、活用があまりにも困難な法システムに直面して、そうするのがもっとも理にかなったやり方だと判断したのだ。複雑で時間のかかる不適切な科学捜査の手続きが起訴の遅れの原因となり、それが加害者に逃亡の時間を与えてしまう。警察の鑑識課は全国でダッカに一か所だけである。インドやバングラデシュの多くのケースでは、被害者がアシッドバイオレンスの起こる前にハラスメントなどの事由で加害者を告訴しているにもかかわらず、警察はそれを無視し何の対策もとらなかった。アシッドバイオレンスの被害者は、ハラスメントや嘲笑、自身への責任転嫁を怖れて警察への相談を躊躇する。あるバングラデシュの主要な女性NGOの代表者の話によれば、ダッカの警察署長は次のような見解を表明した。「女性は香りのよい花のようなものだ。男性がそれを追い求めるのはいたって自然なことだ」（Anonymous, personal communication, April 2003）。

法的構造は重要だが、人口の大部分、すなわち女性と貧困層が接近不可能で彼女／彼らにとって無意味なのであれば、それはほとんど効果のないものとなる。ジェンダーや階層にもとづくバイアスが社会的・法的

構造のなかに制度化されているため、それを法律の制定のみで変革するのは不可能である。そして政府が果たしてきた役割は両義的である。暴力撲滅のための法を制定しておきながら、その実質的な履行の過程を保証することはないのだ。バングラデシュでは大半の介入が医療的・法的な側面からのもので、広く浸透した女性の社会的・経済的な脆弱性には十分に注目がなされていない。これらの法律は、アシッドバイオレンスのサバイバー、とりわけ女性や少女が経験する長期的な社会的孤立・スティグマ化・差別や喪失感に対応するものとはなっていない。

若い10代の被害者の場合は、重大な健康上の問題か、それに伴う社会的スティグマが理由で、しばしば就学を中断しなければならず、それによって教育不足が生じ社会移動が制限されてしまう。バングラデシュ出身の10代のサバイバーであるBina Akhterは、街では容貌のことでいつも嘲笑され「動物園の猿」といわれたこともあるという（B. Akhter, personal communication, December 2004）。青少年期の少女が経験する特有の喪失感について、当時［=1990年代］のアシッドバイオレンス根絶運動を主導したNasreen Huq[12]は次のように語る。「重要なのは、私たちが話題にしているのは子どもたちだという認識です。彼女／彼らには子ども時代を過ごす権利があります。街で生きる権利があるのです」（N. Huq, personal communication, April 2003）。彼女の言葉は、根深いジェンダー化された構造的不平等に働きかけることが人権アドボカシーの差し迫った課題であることを思い出させてくれる。

結論

Huqは先の言葉のなかで、暴力の被害者／サバイバーへの有効なサービスを考えるにあたって、構造的不平等の多様で複合的な諸層への認識を促している。そうしたアプローチは、Karin Landgren（2005）が提唱する、子どもなど脆弱な集団を暴力や暴行や搾取から保護するための広範な枠組みに組み込まれている。それは有害な「伝統的慣習」に注目するだけでなく、より効果的な国家的・国際的なコミットメントをも射程に含んでいる。さらに彼女は、法改革とサービス供給に焦点をあてた一時的な対策をシステムの変革に向けた予防的アプローチへと広げていくことを要請している。そしてひとつの重要な戦略として、人権アドボカシーと開発コミュニティの一層密接な連携を提案する。

大切なのは、開発イニシアティブにおいて人権を中心に位置づけることであり、人権と国家の発展の間のきわめて重要な関係である。このためLandgrenは、脆弱な人々のための安全な環境の創造とその強化に向けた、相互に関連する８つの要素を打ち出している。政府のコミットメントと能力、法律とその施行、文化と慣習、開かれた議論、ライフスキル・知識・参加、家族とコミュニティの能力、必要不可欠なサービス、そしてモニタリング・報告・監視がそれである（227頁）。これらのいくつかは常識的にも思えるが、鍵となるのは包括的かつ統一的なアプローチである。そうしたアプローチをとれば、法［の制定］だけでなくその施行や監視の仕組みを作り、開かれた議論を進めつつ文化の変革に取り組み、サービスの供給と結びついたライフスキルの発達や、家族やコミュニティにおける能力開発を促進することができるだろう。

ますます重要性を増しているもうひとつの領域は、特に脆弱な集団の人権を促進し保証する際の民間セクターの役割である。グローバル・サウスの周縁的な集団に打撃を与える、現在進行中のネオリベラルな経済の再編における多国籍企業の役割をふまえると、この点は特に見逃せない。ここで、Avon Global Centerのレポート（2011）が国際法違反防止のために相当の注意を払って行動するよう企業に要請することを勧告しているのは重要である。レポートは「たとえ政府が市民の人権を保護する法律を採択していなくても企業は行動責任を免れてはいない」と述べている（Kalantry & Kestenbaum 2011, 45頁）。アシッドバイオレンス

は国際人権法によって禁じられたジェンダーにもとづく暴力とみなされるので、政府はこの暴力を防止するために行動する義務を有する。アシッドバイオレンスが問題となっている国で活動する企業は、[酸の]販売・保管・使用・購入について安全な実践を確実なものとしなければならない。このように、民間セクターは自らの行動と実践にもっと責任をもたねばならないのだ。

現在32歳のNarun Naharは、1995年にアシッドバイオレンスを受けたサバイバーであり、バングラデシュでアクティヴィストとして活動し、被害者のカウンセラーでもある。彼女は、病院のベッドに横たわりながら「学校での悪ふざけ、散歩、クスクス笑い、試験のノート、10代のころの夢」について考えたことを思い出すという。いま彼女がほかのサバイバーに伝えるメッセージは次のようなものだ。「きっと傷ついているでしょう。自分の顔を見られないかもしれない。でも私が乗り超えられたのだからあなたにもきっと乗り超えられる」(Das 2011)。勉学の継続を決めたHana Akhterはインタビューで「右手は切断されてしまったけど、もう片方の手は使える」と語る(Buncombe 2011)。またBritish Columbia大学で法学を学ぶRumana Manzurは「法律をめぐるバングラデシュでの経験から、弁護士になればもっと自分のことを表現できると考えた」という(Wells 2013)。ジェンダーにもとづく暴力や人権に関する研究において、こうしたひとりひとりの抵抗・闘争・生存の個別的な行為を見逃すわけにはいかない。このような犠牲者化と生存の個別的なストーリーを追跡することが、ジェンダーにもとづく暴力という多面的な事象を理解し、公正なアドボカシーへの道を切り拓く鍵となる。構造的不平等に働きかける分析上の枠組みを広げることは、脆弱な集団にとってより良いサービスや社会を作りあげるための一助となるだろう。

訳註

1) University of Massachusetts BostonのWomen's, Gender, and Sexuality Studies Departmentで教授を務める著者Elora Halim Chowdhury氏は、2011年に出版された著書*Transnationalism Reversed: Women Organizing Against Gendered Violence in Bangladesh*(SUNY Press)で、National Women's Studies AssociationからGloria Anzaldúa賞を授与されている。本翻訳の原著英語論文は、以下のURLから入手可能である。[https://vc.bridgew.edu/cgi/viewcontent.cgi?referer=https://scholar.google.co.jp/&httpsredir=1&article=1785&context=jiws](2018年11月8日確認)
2) グローバル・サウス(Global South)とは、冷戦体制の崩壊を主たる契機として加速したグローバル化とネオリベラリズムの広がりをふまえ、先進国と途上国の区分を越えて拡散する新たなヒエラルキーや生活格差をも考察対象に含めるために、従来の「北」/「南」というカテゴリーに対して再考を迫る概念である。日本では学術用語としてあまり普及していないが、英語圏の学界では一定程度定着している。詳しくは、以下の文献を参照されたい。松下冽・藤田憲編 2016『グローバル・サウスとは何か』ミネルヴァ書房.
3) 本翻訳論文では日本語での読みやすさを考慮して、この暴力を示す複数の英語(acid violence, acid attack, acid throwing)をすべて「アシッドバイオレンス」と訳出している。
4) gender violence, gendered violence, gender-based violenceにはすべて「ジェンダーにもとづく暴力」、violence against womenには「女性に対する暴力」の訳語をあてた。
5) ASFは、アシッドバイオレンスのサバイバーへの包括的支援とこの暴力の根絶を使命として活動するNGOである。1999年にUNICEFをはじめとするドナー機関からの資金提供を受けて設立され、ヤケド外科手術、心理カウンセリング、法的支援といった精力的な支援活動を続けている。
6) トランスナショナル・フェミニズム(transnational feminisms)とは、現代のグローバルな資本主義のもとでの複層的なジェンダー関係の様相を、植民地主義や帝国主義との歴史的な連続性とその再編という視点から分析し、そのうえで地域的な文脈に即したフェミニズムの闘争・抵抗の戦略を構想するための、ひとつの思想・運動の潮流である。1990年代半ばに、主としてアメリカ合州国の女性学・ジェンダー研究のなかに定着し、今日まで世界各国で多彩な議論が蓄積されている。詳しくは、以下の2つの基礎文献を参照されたい。Grewal, I. & Kaplan, C. eds. 1994 Scattered Hegemonies: Postmodernity and Transnational Feminist Practices. University of Minnesota Press; Alexander, M. J. & Mohanty, C. T. eds. 1997 Feminist Genealogies, Colonial Legacies, Democratic Futures. Routledge.

7）本論では、加害者の逮捕や裁判手続きを妨げる要因として、政党（political party）あるいは政治組織（political group）の影響力の大きさが、後半でもくりかえし言及される。バングラデシュでは、政党間の対立が司法や行政のあり方を大きく左右する状況が続いている。犯罪者の処遇においても、とくに政権与党とそれに関係する諸集団が介入してくることが珍しくない。

8）ここで Shukhibanuの夫が要求しているのは、いわゆるダウリー（持参金 dowry）と呼ばれるものである。ダウリーとは、新郎側の親族が新婦側の親族に対して婚資（金品）を要求する慣行、およびそこで要求される婚資のことを指す。ダウリーの支払いをめぐるトラブルが女性に対する暴力事件や殺人事件につながるケースが多いことから、南アジア地域だけでなく世界的にも、女性を標的とした差別的慣行として注目を集めてきた。この慣行が生じてきた歴史的背景については、本論の後半に記述がある。

9）リキシャとは、バングラデシュやインドで普及している三輪の人力車の一種である。料金は安価であり、短い距離の移動に欠かせない交通手段となっている。

10）バングラデシュの学校教育制度は、初等教育５年間、前期中等教育５年間、後期中等教育２年間となっている。Class Sevenは前期中等教育の２年目であり、日本であれば中学１年生の年齢に相当する。

11）FIRとは、被害者による申し立てを受けて警察が作成する一次捜査資料である。裁判の際に検察側・弁護側の双方が重要視する文書であるだけでなく、FIRの発行は国立病院が法医学的検証を行う条件ともなる。

12）Nasreen Huqは、ナリポッコ（Naripokkho）というバングラデシュの女性団体の一員として、ASF設立以前にあたる1990年代半ばに運動の先頭に立った人物のひとりである。また、直前に言及されているBina Akhterは、みずからの被害経験を公言し、世界各地の人々とそれを共有することを通じて当時の運動の中核を担った、代表的なサバイバー／アクティヴィストのひとりである。

謝辞（Acknowledgements）

I would like to express my greatest appreciation to Dr. Elora Halim Chowdhury, professor at the University of Massachusetts Boston, and Dr. Diana Fox, executive editor of *Journal of International Women's Studies,* for willingly permitting this translation project.

また、翻訳に際し、バングラデシュの政治情勢に関して貴重な情報提供をいただきました、安田千恵子さまに心よりお礼申し上げます。

引用・参考文献

Acid Survivors Foundation. 2007 Conflict Dynamics of Acid Violence: 10 Case Studies on Conflicts Dynamics of Acid（Patriarchal）Violence in Bangladesh. Dhaka, Bangladesh: ASF.

Acid Survivors Foundation. 2009 Annual Report. Dhaka, Bangladesh: ASF.

Buncombe, A. 2011, December 16 "Bangladesh Man Accused of Cutting off Wife's Hand." The Independent. Retrieved from［http://www.independent.co.uk/news/world/asia/bangladeshman-accused-of-cutting-off-wifes-hand-6278155.html］

Chowdhury, E. H. 2005 "Feminist Negotiations: Contesting Narratives of the Campaign against Acid Violence in Bangladesh." Meridians: Feminism, Race, Transnationalism, 6(1), 162-193.

Chowdhury, E. H. 2011 Transnationalism Reversed: Women Organizing against Gendered Violence in Bangladesh. Albany, NY: SUNY Press.

Das, B. 2011, May 3 "Acid-attack Survivor Heals Inner Scars of Others." Wenews. Retrieved from［www.womensenews.org］.

Ethirajan, A. 2011, December 15 "Bangladesh Man 'Admits' Cutting off Wife's Fingers." BBC News. Retrieved from［http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-16201961］.

Farmer, P. 2005 "Suffering and Structural Violence." Beyond Borders: Thinking Critically about Global Issues, ed. by P.S. Rothenberg, New York, NY: Worth Publishers, 368-384.（＝坂川雅子訳「人々の『苦しみ』と構造的暴力――底辺から見えるもの」、クラインマン．Aほか編『他者の苦しみへの責任――ソーシャル・サファリングを知る』みすず書房 2011, 69-101.）

Grewal, I. 2013 "Outsourcing Patriarchy: Feminist Encounters, Transnational Mediations and the Crime of 'Honor Killings.'" International Feminist Journal of Politics, 15(1), 1-19.

Hesford, W. 2004 “Documenting Violations: Rhetorical Witnessing and the Spectacle of Distant Suffering.” Biography, 27(1), 104-144.

Hossain, M. 2014, January 23 “The First Government Sponsored Survey on Violence against Women: Women More Oppressed at Home.” Prothom Alo. Retrieved from [http://www.prothom-alo.com/we_are/article/129712%].

Kabeer, N. 2000 The Power to Choose: Bangladeshi Women and Labour Market Decisions in London and Dhaka. London, England: Verso.（＝遠藤環ほか訳『選択する力――バングラデシュ人女性によるロンドンとダッカの労働市場における意思決定』ハーベスト社 2016.）

Kalantry, S. & Kestenbaum, J. G. 2011 Combating Acid Violence in Bangladesh, India, and Cambodia (Paper 1). Ithaca, NY: Avon Global Center for Women and Justice and Dorothea S. Clarke Program in Feminist Jurisprudence. Retrieved from: [http://scholarship.law.cornell.edu/avon_clarke/1].

Landgren, K. 2005 “The Protective Environment: Development Support for Child Protection.” Human Rights Quarterly, 27, 214-248.

Merry, S. 2006 Human Rights and Gender Violence: Translating International Law into Local Justice. Chicago, IL: University of Chicago Press.

Merry, S. 2009 Gender Violence: A Cultural Perspective. Hoboken, NJ: Wiley-Blackwell Publishers.

Mutua, M. 2011 “Savages, Victims, and Saviors: The Metaphor of Human Rights.” Harvard International Law Journal, 42 (winter), 201-246.

Narayan, U. 1997 Dis-locating Cultures: Identities, Traditions, and Third-world Feminism. New York, NY: Routledge.（川端浩平ほか訳『文化を転位させる――アイデンティティ・伝統・第三世界フェミニズム』法政大学出版局、2010.）

Nomani, A. Q. 2011, July 16 “Mauled by Her Husband?” The Daily Beast. Retrieved from: [http://www.thedailybeast.com/articles/2011/07/16/muslim-honor-crimes-rumanamonzur-allegedly-mauled-by-her-husband.html].

Saleh, A. 2011, June 15 “Whose Face Are We Saving?” Bdnews24. Retrieved from: [http://opinion.bdnews24.com/2011/06/15/whose-face-are-we-saving/].

Schaffer, K. & Smith S. 2004 Human Rights and Narrated Lives. New York, NY: Palgrave MacMillan.

Spivak, G. C. 1988 “Can the Subaltern Speak?” Marxism and the Interpretation of Culture, eds. by C. Nelson & L. Grossberg Chicago, IL: University of Illinois Press, 271-313.（＝上村忠男訳『サバルタンは語ることができるか』みすず書房、1998.）

Stone-Mediatore, S. 2002 Reading across Borders: Storytelling and Postcolonial Struggles. New York, NY: Palgrave Macmillan.

Visweswaran, K. 2004 “Gendered States: Rethinking Culture as a Site of South Asian Human Rights Work.” Human Rights Quarterly, 26, 483-511.

Wells, K. 2013, October 25 “Blinded UBC Law Student Now in Her ‘Comfort Zone.’” CBC News. Retrieved from: [http://www.cbc.ca/news/blinded-ubc-law-student-now-in-her-comfortzone-1.2252020].